事業再生計画の概要

第１　対象事業者の概要

１　会社の概要

①　会社の沿革

・1954年（昭和29年）　創業者石島三七郎が「一柳閣別館」の営業開始

・1987年（昭和62年）　神尾保が石島三七郎より経営権取得

・1992年（平成4年）　栃木県知事による「奥日光活性化事業」構想の発表

・1994年（平成6年）　一柳閣別館新館「奥日光ホテル四季彩」の工事着工

・1996年（平成8年）　「ホテル四季彩」開業

・2002年(平成14年)　会議室を高級志向のなごみ館（洋2室＋和4室）へ改装

②　資本金・株式

①　資本金（平成 15 年 11 月末現在）
10,000,000 円

②　発行済株式総数（平成 15 年 11 月末現在）
会社が発行する株式の総数　14,000 株
うち発行済株式総数　10,000 株(非公開　普通株式)

③　株主の状況（平成 15 年 11 月末現在）

株主名	役職	所有株数	持株比率
神尾保	代表取締役	6,000	60%
神尾栄子	女将	2,000	20%
神尾和彦	代表取締役副社長	1,000	10%
神尾重孝	専務取締役	1,000	10%
	合計	10,000	100%

④　本社・事業所

本社　栃木県日光市中宮祠２４８５番地（中禅寺温泉）
その他事業所　なし

⑤　経営者

代表取締役社長　神尾　保
代表取締役副社長　神尾　和彦

⑥　**従業員の状況**（平成１6 年 4 月現在）
従業員数　　35 名

⑦　**企業グループ（関連会社）**
なし

2　事業の概要
事業内容
温泉旅館事業
　ホテル四季彩は、中禅寺湖畔における日光国立公園内において、36 室を保有する温泉旅館を営んでおります。

3　財務内容
平成 15 年 11 月期

売上高：	494 百万円
営業利益：	52 百万円
経常利益：	8 百万円
当期純利益：	▲55 百万円
借入金総額：	1,737 百万円

4　主要債権者
足利銀行等

第２　支援申込みに至った経緯

（1）　対象事業者は、平成 8 年 3 月に、ホテル四季彩として総工費約 16 億円をかけ、奥日光活性化事業の一環として丸山地区に新築移転。リニューアルオープン後の法人需要をねらった建物構造が、個人需要への変化へ対応出来ず、初年度から売上高（430 百万円）が大幅に売上計画（620 百万円）を下回った。

（2）　2 年目以降は宿泊単価のアップを狙って直販をめざしたものの、集客できるだけの営業力に欠けており、業績は伸び悩み危機的な状況に陥った。

（3）　平成 11 年以降はリストラを実行し、さらには個人需要に対応するために、平成 14 年 4 月に高級路線の「なごみ館」6 部屋の増室を実施。宿泊単価アップ、集客数増加による売上面での若干の改善

が図られたものの、経営陣の資金管理及びコスト管理能力が乏しく、資金繰りの悪化による未払債務は増加の一途を辿った。

（4） 平成 15 年 2 月に、神尾和彦が専務から代表取締役副社長に昇格し、県制度融資導入に伴う「5 ヵ年計画」を策定。計画初年度である平成 15 年 11 月期は計画を達成したものの、過剰債務問題が解消されない限り対象事業者の再生は不可能であると判断し、足利銀行と共に産業再生機構への再生支援の申込みをするに至った。

第３　事業計画等の概要

１　事業計画

① コンセプトの明確化

『プライベート空間の重視』を統一コンセプトとして明確化し、富裕層をターゲット顧客として、小規模高単価旅館を目指す。

② 「四季彩ブランド」の構築

乳白色の露天風呂、質感あふれる室内空間、奥日光の大自然を特徴とした、くつろぎの空間を提供。「四季彩ブランド」を構築し、ターゲット顧客層における知名度の向上とリピーター獲得を目指す。

③ 有効客室単価管理の導入

最繁忙期（8・10 月）、繁忙期（5～7 月、9・11 月）、閑散期（12～4 月）においてターゲット顧客の差別化を図り、季節毎に定員および客単価をコントロールする有効客室単価管理を導入。

④ 組織運営体制

・ 後述の業務支援会社から対象事業者の業務管理に関わる支援を受けることにより、対象事業者の強みである営業力を更に強化。
・ 新取締役会の構成は、外部招聘予定の代表取締役および非常勤取締役 2 名の計 3 名体制を予定。

⑤ 設備投資計画

平成 17 年 11 月期に対象事業者のコンセプトの明確化と「四季彩ブランド」の確立を図るため、約１億円の設備投資を実施する方針。再生計画の実行にあたり、対象事業者の売上増加、ブランド力アップ、集客力増加につながる不可欠な設備投資である。

２　企業再編（ストラクチャー）

① 対象事業者は、その営業全部を新会社（受皿会社）へ営業譲渡し、営業譲渡後、清算する予定。
② 清算する対象事業者は、株主に対して残余財産の分配を見込める余地がないため、特に減資は実施しない。
③ 営業譲渡後の新会社に対しては、出資後に、株主責任の観点から100%の減資を実施する予定。
④ 産業活力再生特別措置法（産活法）の申請を行う。

3 金融支援の概要

対象事業者は、関係金融機関に対し、総額約 12 億円の金融支援を要請する。

4 事業再生計画の予想計数

	平成 16 年 11 月期（見込み数値）	平成 19 年 11 月期
売上高：	502 百万円	579 百万円
営業利益：	19 百万円	27 百万円
経常利益：	▲30 百万円	13 百万円
当期純利益：	▲516 百万円	13 百万円
有利子負債総額：	1,731 百万円	430 百万円

第４ 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本件事業再生計画の実施により、有形固定資産回転率が５%以上向上、従業員一人当り付加価値が６%以上改善すると見込まれ、生産性向上基準を満たす。

2 財務健全化基準

本件事業再生計画の実施により、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることが見込まれ、財務健全化基準を満たす。

3 清算価値との比較

本件事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値は、対象事業者を清算した場合の債権の価値を上回るものと見込まれる。

4 3 年以内のリファイナンス等の可能性

事業再生計画の実施により、対象事業者の財務状況は大幅に改善する見込であり、その後も安定したキャッシュフローの確保が見込まれるため、リファイナンスは十分に可能である。

5　過剰供給構造の解消との関係

本計画の遂行により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第 15 条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないものと判断する。

6　労働組合との協議の状況

対象事業者に労働組合はないため、今後直ちに従業員代表と話し合いの機会を持ち、本計画について労使間で協議する予定。

第５　経営者の責任

経営者の責任を明確にするため、現取締役は全員退任。

第６　株主の責任

対象事業者は、営業譲渡実行後直ちに解散決議を行う予定で、株主に対して残余財産を分配する見込みはない。よって、株式価値がゼロとなるので、株主責任は果たされるとものと想定。

以　上